

教育委員会臨時会議事日程

平成31年3月11日（月）午後2時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

3 審議案件

- | | |
|------------|---|
| 教委第 74 号議案 | 横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について |
| 教委第 75 号議案 | 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について |
| 教委第 76 号議案 | 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について |
| 教委第 77 号議案 | 横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について |
| 教委第 78 号議案 | 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について |
| 教委第 79 号議案 | 横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について |
| 教委第 80 号議案 | 教職員の人事について |
| 教委第 81 号議案 | 教職員の人事について |
| 教委第 82 号議案 | 教職員の人事について |
| 教委第 83 号議案 | 教職員の人事について |
| 教委第 84 号議案 | 教育委員会事務局職員の人事について |

4 報告案件

- 教委報第 3 号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

5 その他

平成 31 年 3 月 11 日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

○3/8 本会議（第 5 日）追加議案上程・質疑・付託

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○3/3 平成 30 年度横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式

○3/5 平成 30 年度横浜市優秀教育実践校表彰式

○卒業式関係

(2) 報告事項

3 その他

平成 30 年度 横浜市優秀教育実践校表彰について

平成 30 年度の被表彰校は次のとおりです。

子安小学校（神奈川区）

- 働き方改革とカリキュラム・マネジメントの推進
- 児童指導体制・特別支援教育の充実

富士見台小学校（西区）

- 「教職員働き方改革」を実践する組織的な取組と環境整備
- 教職員間のコミュニケーション向上と人材育成への取組

港北小学校（港北区）

- 学校の組織改革で「負担軽減」を実現
- 教育の質を高めて「授業力向上」「児童の心の安定」を実現

飯島小学校（栄区）

- 特別支援教育の充実を核とした学校経営
- 互いを理解し合う心の育成

緑園東小学校（泉区）

- 協働による学習指導案作成による負担軽減
- 学校図書館を軸にしたカリキュラム・マネジメント

中川中学校（都筑区）

- 「信頼と共に感」、人権尊重の精神を基盤とする学校づくり
- 中学校ブロックに広がる主体的な地域貢献

新井小学校桜坂分校（保土ヶ谷区）

新井中学校桜坂分校（保土ヶ谷区）

- 福祉との連携
- 一人ひとりに応じた教育実践

上菅田特別支援学校（保土ヶ谷区）

- 校務分掌の見直しと、必要な業務への時間の割り振り
- 児童生徒の主体的な取組を促す授業改善

教委第 74 号議案

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市立高等学校の授業料の納期限を変更するため、横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会

教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和26年12月横浜市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「7月、10月、12月及び翌年2月の25日」を「9月及び11月並びに翌年1月及び3月の10日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
(徴収の方法及び期限) 第2条 授業料は、その年額に4分の1を乗じて得た額をそれぞれ <u>7月、10月、12月及び翌年2月の25日</u> までに徴収する。 (第2項及び第3項省略)	(徴収の方法及び期限) 第2条 授業料は、その年額に4分の1を乗じて得た額をそれぞれ <u>9月及び11月並びに翌年1月及び3月の10日</u> までに徴収する。 (第2項及び第3項省略)

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

高等学校の授業料については、国による高等学校等就学支援金制度があり、受給資格を認定されると授業料の負担がなくなります。よって、授業料は就学支援金の受給資格認定結果判明後に、支援の対象とならなかった生徒から徴収しています。

現在、就学支援金の所得要件確認は、保護者等から提出された税額証明書類により行っていますが、31年度からは、受給資格認定を行う神奈川県教育委員会が入学時に提出されるマイナンバー（個人番号）を利用して、税額情報を取得する方法に変更になります。

税額情報取得に時間を要し、授業料徴収対象者の決定時期が遅くなることから、授業料の納期限を変更する必要があります。

2 マイナンバー導入後の税額確認方法・時期

就学支援金は、前年の所得に応じて毎年6月に決定する住民税所得割額が基準額未満の世帯の生徒に対し、その年の7月から翌年の6月までの授業料相当額が支給されます。新入生の4月から6月分の授業料に対する支援金は、入学後に前年度の税額により支給されます。

対象となる 授業料	現行	変更後
新入生 4-6月分	前年度の税額証明書類により学校が徴収対象者を決定（4月上旬）	県教委が取得した前年度の税情報で学校が徴収対象者を決定（6月下旬）
全学年 7-6月分	現年度の税額証明書類により学校が徴収対象者を決定（7月上旬）	県教委が取得した現年度の税情報で学校が徴収対象者を決定（7月末）

事務スケジュール（新入生4-6月分の場合）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
現行	●保護者から学校へ書類提出 ↓ 授業料徴収対象者決定		●金融機関へ書類提出		●引落し	
変更後	●保護者から学校へ書類提出 ●学校から県へ書類提出	●県から税情報取得 ●金融機関へ書類提出 ↓ 授業料徴収対象者決定			●引落し	

従来は、入学時と毎年7月に申請書及び課税証明書等の税額証明書類を提出する必要がありました。マイナンバー導入後は入学時にマイナンバーを提出すれば、その後の提出は不要になります。また、一度認定されると申請書の提出も不要になります。

マイナンバーの提出を希望しない場合は、課税証明書等の税額証明書類による申請も可能です。

3 改正内容

市立高等学校（横浜商業高等学校別科を除く）の授業料の納期限を次のとおり変更します。

	現行	変更後
第1回（4-6月分授業料）	7/25	9/10
第2回（7-9月分授業料）	10/25	11/10
第3回（10-12月分授業料）	12/25	1/10
第4回（1-3月分授業料）	2/25	3/10

＜参考＞高等学校等就学支援金制度

国による授業料支援の制度で、保護者全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が50万7,000円未満の世帯の方（年収めやす 約910万円）は申請により、国から就学支援金が支給されるため、国公立高校の場合は授業料負担がなくなります。就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充当します。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

教委第 75 号議案

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

平成 31 年度の組織機構改革に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する
規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

指導部	指導企画課	指導係
	国際教育課	
	教育課程推進室	
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係
	高校教育課	
	特別支援教育課	
	特別支援教育相談課	

を「」

学校教育企画部	小中学校企画課	企画係
	教育課程推進室	
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係
	高校教育課	
	特別支援教育課	
	特別支援教育相談課	

に改める。

第2条総務部の款生涯学習文化財課の項生涯学習係の部第10号中「及び家庭教育」を削り、同条教職員人事部の款教職員育成課の項育成係の部第1号中「関すること」の次に「（他の部の主管に属するものを除く。）」を加え、同部第3号中「指導部」を「他の部」に改め、同条指導部の款中

「指導部」「学校教育企画部
指導企画課」を「小中学校企画課」に改め、同款指導企画

指導係」企画係」

課の項指導係の部第1号及び第3号中「国際教育課」を「教育課程推進室」に改め、同部第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 小学校、中学校及び義務教育学校の国際理解教育に係る企画及び実施に関すること（他の部、事務所、課及び室の主管に属するものを除く。）。

(6) 小学校、中学校及び義務教育学校における日本語の指導が必要な児童生徒への支援に関すること（他の部、事務所、課及び室の主管に属するものを除く。）。

第2条指導部の款指導企画課の項指導係の部中第14号を第17号とし、第7号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 姉妹都市等との教育交流事業に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。

(8) 横浜市国際学生会館の運営管理に関すること。

(9) 教育センターに関すること（他の部及び室の主管に属するものを除く。）。

第2条指導部の款国際教育課の項を削り、同款教育課程推進室の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 外国語教育に係る企画、実施及び教育職員の研修に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。

第2条指導部の款学校支援・地域連携課の項地域連携係の部中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 家庭教育の支援に関すること。

第2条指導部の款学校支援・地域連携課の項就学係の部中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 高等学校及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「併設型中学校」という。）の授業料等に関すること。

第2条指導部の款学校支援・地域連携課の項就学係の部第2号の次に次の1号を加える。

(3) 奨学金に関すること。

第2条指導部の款高校教育課の項第1号中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「併設型中学校」という。）」を「併設型中学校」に改め、同項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同条東部学校教育事務所の款指導主事室の項第1号及び南

部学校教育事務所の款指導主事室の項第1号中「指導部高校教育課」を「学校教育企画部高校教育課」に改める。

第3条第7項中「指導部長」を「学校教育企画部長」に改め、同条第9項の表を次のように改める。

教職員人事部 成課	教職員育	教職員人事部長
学校教育企画部 企画課	小中学校	学校教育企画部長
学校教育企画部 教育課程 推進室		

第3条第11項及び第12項中「指導部長」を「学校教育企画部長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる部、課等若しくは係の部長、課長、室長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課等に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれこの規則による改正後の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる部、課等若しくは係の部長、課長、室長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課等に勤務を命ぜられたものとする。

部	課等	係	部	課等	係
指導部	指導企画課	指導係	学校教育企画部	小中学校企画課	企画係
	教育課程推進室			教育課程推進室	
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係		学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係
	高校教育課			高校教育課	
	特別支援教育課			特別支援教育課	
	特別支援教育相談課			特別支援教育相談課	

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則 新旧対照表

現 行			改正案		
(事務局の組織)			(事務局の組織)		
第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第17条第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。			第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第17条第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。		
部又は事務所	課又は室	係	部又は事務所	課又は室	係
(総務部、教職員人事部、施設部 省略)			(総務部、教職員人事部、施設部 省略)		
指導部	指導企画課	指導係		小中学校企画課	企画係
	国際教育課			教育課程推進室	
	教育課程推進室			学校支援・地域連携課	地域連携係
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係			就学係
	高校教育課			高校教育課	
	特別支援教育課			特別支援教育課	
	特別支援教育相談課			特別支援教育相談課	
(人権健康教育部、東部学校教育事務所、西部学校教育事務所、南部学校教育事務所、北部学校教育事務所 省略)			(人権健康教育部、東部学校教育事務所、西部学校教育事務所、南部学校教育事務所、北部学校教育事務所 省略)		
(事務分掌)			(事務分掌)		
第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。			第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。		
総務部			総務部		
(総務課、教育政策推進課、職員課 省略)			(総務課、教育政策推進課、職員課 省略)		
生涯学習文化財課			生涯学習文化財課		
生涯学習係			生涯学習係		
(第1号から第9号まで 省略)			(第1号から第9号まで 省略)		

(10) 成人教育及び家庭教育の支援に関する
こと。

(第11号及び第12号 省略)

(文化財係 省略)

教職員人事部

(教職員人事課 省略)

教職員育成課

育成係

(1) 教職員、学校用務員及び学校給食調理員
(以下「教職員等」という。)並びに学校用
務員及び学校給食調理員の嘱託員に係る研
修の企画及び実施に関すること。

(第2号省略)

(3) 横浜市教育センター(以下「教育センタ
ー」という。)に関すること(指導部の主管
に属するものを除く。)。

(教職員労務課及び施設部 省略)

指導部

指導企画課

指導係

(1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育
活動に係る企画及び実施に関する事項(国際
教育課及び高校教育課の主管に属するもの
を除く。)。

(2) 学校評価に関する事項(高校教育課の主
管に属するものを除く。)。

(3) 教科等の研修に関する事項(国際教育課
の主管に属するものを除く。)。

(4) 学校体育に関する事業の計画及びその実
施に関する事項。

(5) 教育センターに関する事項(他の部、課
及び室の主管に属するものを除く。)。

(6) 視聴覚教材機材の貸出等に関する事項。

(10) 成人教育の支援に関する事項。

(第11号及び第12号 省略)

(文化財係 省略)

教職員人事部

(教職員人事課 省略)

教職員育成課

育成係

(1) 教職員、学校用務員及び学校給食調理員
(以下「教職員等」という。)並びに学校用
務員及び学校給食調理員の嘱託員に係る研
修の企画及び実施に関する事項(他の部の主
管に属するものを除く。)。

(第2号省略)

(3) 横浜市教育センター(以下「教育センタ
ー」という。)に関する事項(他の部の主管
に属するものを除く。)。

(教職員労務課及び施設部 省略)

学校教育企画部

小中学校企画課

企画係

(1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育
活動に係る企画及び実施に関する事項(教育
課程推進室及び高校教育課の主管に属する
ものを除く。)。

(2) 学校評価に関する事項(高校教育課の主
管に属するものを除く。)。

(3) 教科等の研修に関する事項(教育課程推
進室の主管に属するものを除く。)。

(4) 学校体育に関する事業の計画及びその実
施に関する事項。

- (7) 体験学習及び自然教室に関すること。
- (8) 横浜市少年自然の家の運営管理に関すること。
- (9) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること
(学校体育に係ることに限る。)。
- (10) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (11) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。
- (12) 教育の情報化に係る企画及び教職員の研修に関すること。
- (13) 事務局及び教育機関におけるネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。
- (14) 部内他の課及び室の主管に属しないこと。

国際教育課

- (1) 国際教育に係る企画及び事業の総合調整に関すること。
- (2) 小学校、中学校及び義務教育学校の国際教育に係る企画及び実施に関すること(他の事務所及び課の主管に属するものを除く。)。
- (3) 外国語教科等の研修に関すること。

- (5) 小学校、中学校及び義務教育学校の国際理解教育に係る企画及び実施に関すること
(他の部、事務所、課及び室の主管に属するものを除く。)。
- (6) 小学校、中学校及び義務教育学校における日本語の指導が必要な児童生徒への支援に関すること(他の部、事務所、課及び室の主管に属するものを除く。)。
- (7) 姉妹都市等との教育交流事業に関すること(高校教育課の主管に属するものを除く。)。
- (8) 横浜市国際学生会館の運営管理に関すること。
- (9) 教育センターに関すること(他の部及び室の主管に属するものを除く。)。
- (10) 体験学習及び自然教室に関すること。
- (11) 横浜市少年自然の家の運営管理に関すること。
- (12) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること
(学校体育に係ることに限る。)。
- (13) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (14) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。
- (15) 教育の情報化に係る企画及び教職員の研修に関すること。
- (16) 事務局及び教育機関におけるネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。
- (17) 部内他の課及び室の主管に属しないこと。

- (4) 姉妹都市等との教育交流事業に関すること
(高校教育課の主管に属するものを除く。)
- (5) 横浜市国際学生会館の運営管理に関すること。
- (6) 教育センターに関すること（他の部、課及び室の主管に属するものを除く。）。

教育課程推進室

- (1) 教育課程の編成等の支援に関すること。
- (2) 学校教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (3) 教育研究活動に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 授業改善の支援等に関すること。
- (5) 教育センターに関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。

学校支援・地域連携課

地域連携係

- (1) 学校と地域との連携に係る事業の総合調整に関すること。
- (2) 学校施設の開放に関すること。
- (3) コミュニティハウス（学校施設活用型）事業に関すること。
- (4) PTAに関すること。
- (5) 学校連携・こども担当嘱託員に関すること。
- (6) 他の係の主管に属しないこと。

就学係

- (1) 児童生徒の就学に関すること。
- (2) 就学奨励に関すること。

教育課程推進室

- (1) 教育課程の編成等の支援に関すること。
- (2) 学校教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (3) 教育研究活動に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 授業改善の支援等に関すること。
- (5) 外国語教育に係る企画、実施及び教育職員の研修に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 教育センターに関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。

学校支援・地域連携課

地域連携係

- (1) 学校と地域との連携に係る事業の総合調整に関すること。
- (2) 学校施設の開放に関すること。
- (3) コミュニティハウス（学校施設活用型）事業に関すること。
- (4) PTAに関すること。
- (5) 家庭教育の支援に関すること。
- (6) 学校連携・こども担当嘱託員に関すること。
- (7) 他の係の主管に属しないこと。

就学係

- (1) 児童生徒の就学に関すること。
- (2) 就学奨励に関すること。
- (3) 奨学金に関すること。

(3) 私立学校等の助成に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。

(4) 横浜市就学奨励対策審議会に関するこ
と。

高校教育課

- (1) 高等学校及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「併設型中学校」という。）の教育活動に係る企画及び実施に関すること。
- (2) 高等学校及び併設型中学校の経営に係る指導及び助言に関するこ
と。
- (3) 高等学校及び併設型中学校の学習指導に
係る指導及び助言に関するこ
と。
- (4) 奨学金に関するこ
と。
- (5) 高等学校及び併設型中学校の授業料等に
関すること。
- (6) 高等学校及び併設型中学校の学校評価に
関すること。
(特別支援教育課、特別支援教育相談課及び人
権健康教育部 省略)

東部学校教育事務所

(教育総務課 省略)

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助
言に関するこ
と（指導部高校教育課の主管に
属するものを除く。次号において同じ。）。

(第2号から第5号まで省略)

(西部学校教育事務所 省略)

南部学校教育事務所

(4) 私立学校等の助成に関するこ
と（他の局の主管に属するものを除く。）。

(5) 高等学校及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「併設型中学校」という。）の授業料等に
関すること。

(6) 横浜市就学奨励対策審議会に関するこ
と。

高校教育課

- (1) 高等学校及び併設型中学校の教育活動に
係る企画及び実施に関するこ
と。
- (2) 高等学校及び併設型中学校の経営に係る
指導及び助言に関するこ
と。
- (3) 高等学校及び併設型中学校の学習指導に
係る指導及び助言に関するこ
と。
- (4) 高等学校及び併設型中学校の学校評価に
関すること。
(特別支援教育課、特別支援教育相談課及び人
権健康教育部 省略)

東部学校教育事務所

(教育総務課 省略)

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助
言に関するこ
と（学校教育企画部高校教育課の主管に
属するものを除く。次号において同じ。）。

(第2号から第5号まで省略)

(西部学校教育事務所 省略)

南部学校教育事務所

(教育総務課 省略)

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること(指導部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)。

(第2号から第5号まで省略)

(北部学校教育事務所 省略)

(職)

第3条 (第1項から第6項まで 省略)

7 横浜市教育文化センター条例施行規則(昭和49年6月横浜市教育委員会規則第4号。次項において「条例施行規則」という。)第18条に規定する教育センター所長は、指導部長をもって充てる。

(第8項 省略)

9 教育センターの職員(教育総合相談センターの職員を除く。)は、次の表の左欄に掲げる課及び室の職員のうち、同表右欄に掲げる部長の指定するものをもって充てる。

教職員人事部	教職員育成課	教職員人事部長
指導部	指導企画課	指導部長
指導部	国際教育課	
指導部	教育課程推進室	

(第10項 省略)

11 横浜市特別支援教育総合センター条例(昭和56年6月横浜市条例第38号)第3条に規定する特別支援教育総合センター所長は、指導部長をもって充てる。

12 特別支援教育総合センターの職員は、特別支援教育相談課の職員のうち、指導部長の指定するものをもって充てる。

(第13項 省略)

(教育総務課 省略)

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること(学校教育企画部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)。

(第2号から第5号まで省略)

(北部学校教育事務所 省略)

(職)

第3条 (第1項から第6項まで 省略)

7 横浜市教育文化センター条例施行規則(昭和49年6月横浜市教育委員会規則第4号。次項において「条例施行規則」という。)第18条に規定する教育センター所長は、学校教育企画部長をもって充てる。

(第8項 省略)

9 教育センターの職員(教育総合相談センターの職員を除く。)は、次の表の左欄に掲げる課及び室の職員のうち、同表右欄に掲げる部長の指定するものをもって充てる。

教職員人事部	教職員育成課	教職員人事部長
学校教育企画部	小中学 校企画課	学校教育企画部長
学校教育企画部	教育課 程推進室	

(第10項 省略)

11 横浜市特別支援教育総合センター条例(昭和56年6月横浜市条例第38号)第3条に規定する特別支援教育総合センター所長は、学校教育企画部長をもって充てる。

12 特別支援教育総合センターの職員は、特別支援教育相談課の職員のうち、学校教育企画部長の指定するものをもって充てる。

(第13項 省略)

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 改正の趣旨

第3期教育振興基本計画の推進及び組織の明瞭性を高めるために実施した平成31年度の機構改革に伴い、部署の名称及び所管する業務を変更します。

2 主な改正内容

- (1) 指導部を学校教育企画部に、指導企画課を小中学校企画課に名称を変更
- (2) 外国語等教育の見直しに伴い、国際教育課を廃止し、次のとおり業務を移管する。
 - ア 日本語支援、国際理解教育等に関する業務を小中学校企画課へ移管
 - イ 外国語教育に関する業務を教育課程推進室へ移管
- (3) 地域と学校に関する業務を集約するため、生涯学習文化財課から家庭教育に関する業務を、学校支援・地域連携課地域連携係に移管する。(※)
- (4) 高校教育課から奨学金及び授業料等に関する業務を、小中学校の就学支援金業務を所管する学校支援・地域連携課就学係に移管する。

※その他、地域と学校に関する業務として、次の業務を学校支援・地域連携課に移管します。

- ・指導企画課：学校運営協議会
- ・健康教育課：スクールゾーン、通学路関係
- ・総務課：学校の防犯

3 施行期日

平成31年4月1日

教委第 76 号議案

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 11 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

再任用短時間勤務職員の勤務別及び勤務時間を変更する等のため、横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第号

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和39年8月
横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕信也

第3条第2項中「教育長」を「学校長及び校長代理」に改める。

第4条第2項及び第5条第2項中「教育長」を「所属長」に改める。

別表2の(1)の表中「教育長」を「所属長」に改め、同表の(2)の表
中「

調査資料課	甲	午前8時40分から 午後5時25分まで	4週間を通じ12日となるようにあらかじめ教育長が定める日
	乙	午前10時25分から 午後7時10分まで	
	丙	午前11時55分から 午後8時40分まで	
	サービス課	午前8時40分から 午後5時25分まで	
」			

を
「

調査資料課 及びサービ ス課	甲	午前8時40分から 午後5時25分まで	4週間を通じ12日となるようにあらかじめ所属長が定める日
	乙	午前10時25分から 午後7時10分まで	
	丙	午前11時55分から 午後8時40分まで	

に、「8日となるようにあらかじめ教育長」を「8日となるようにあらかじめ所属長」に改める。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 新旧対照表

現 行	改正案
(学校に勤務する職員の勤務時間等) 第3条 学校に勤務する用務員及び給食調理員の勤務別、勤務時間及び休憩時間は、別表1に定めるとおりとする。ただし、これによることができないときは、教育長が別に定める。 2 前項の勤務別の割振りは、 <u>教育長</u> が別に定める。	(学校に勤務する職員の勤務時間等) 第3条 学校に勤務する用務員及び給食調理員の勤務別、勤務時間及び休憩時間は、別表1に定めるとおりとする。ただし、これによることができないときは、教育長が別に定める。 2 前項の勤務別の割振りは、 <u>学校長及び校長代理</u> が別に定める。
(図書館に勤務する職員の勤務時間等) 第4条 図書館に勤務する職員の勤務別、勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日は、別表2に定めるとおりとする。 2 前項の勤務別及び休憩時間の割振りは、 <u>教育長</u> が別に定める。	(図書館に勤務する職員の勤務時間等) 第4条 図書館に勤務する職員の勤務別、勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日は、別表2に定めるとおりとする。 2 前項の勤務別及び休憩時間の割振りは、 <u>所属長</u> が別に定める。
(教育委員会事務局に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間等) 第5条 教育委員会事務局に勤務する再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）の勤務別、勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日は、別表3に定めるとおりとする。ただし、これによることができないときは、教育長が別に定める。 2 前項の勤務別の割振りは、 <u>教育長</u> が別に定める。	(教育委員会事務局に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間等) 第5条 教育委員会事務局に勤務する再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）の勤務別、勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日は、別表3に定めるとおりとする。ただし、これによることができないときは、教育長が別に定める。 2 前項の勤務別の割振りは、 <u>所属長</u> が別に定める。

別表2（第4条）

(1) 再任用短時間勤務職員以外の職員

曜日	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
日曜日及び土曜日		午前8時40分から午後5時25分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	4週間を通じ8日となるようあらかじめ <u>教育長</u> が定める日
火曜日から金曜日まで	甲	午前8時40分から午後5時25分まで		
	乙	午前10時25分から午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から午後8時40分まで		

別表2（第4条）

(1) 再任用短時間勤務職員以外の職員

曜日	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
日曜日及び土曜日		午前8時40分から午後5時25分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	4週間を通じ8日となるようあらかじめ <u>所属長</u> が定める日
火曜日から金曜日まで	甲	午前8時40分から午後5時25分まで		
	乙	午前10時25分から午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から午後8時40分まで		

(2) 再任用短時間勤務職員

勤務場所	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
企画運営課		午前8時40分から午後5時25分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ所属長が指定する1日
調査資料課	甲	午前8時40分から午後5時25分まで		4週間を通じ12日となるようあらかじめ <u>教育長</u> が定める日
	乙	午前10時25分から午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から午後8時40分まで		
サービス課		午前8時40分から午後5時25分まで		
中央図書館以外の図書館	甲	午前8時40分から午後3時55分まで		4週間を通じ8日となるようあらかじめ <u>教育長</u> が定める日
	乙	午前11時55分から午後7時10分まで		
	丙	午前10時10分から午後5時25分まで		

(2) 再任用短時間勤務職員

勤務場所	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
企画運営課		午前8時40分から午後5時25分まで	勤務時間の途中に1時間を与える。	日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ所属長が指定する1日
調査資料課及 びサービス課	甲	午前8時40分から午後5時25分まで		4週間を通じ12日となるようあらかじめ <u>所属長</u> が定める日
	乙	午前10時25分から午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から午後8時40分まで		
中央図書館以外の図書館	甲	午前8時40分から午後3時55分まで		4週間を通じ8日となるようあらかじめ <u>所属長</u> が定める日
	乙	午前11時55分から午後7時10分まで		
	丙	午前10時10分から午後5時25分まで		

教育委員会資料
平成31年3月11日
職員課

横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

より安定した業務遂行体制を各職場で柔軟に図れるよう、規程を改正します。

2 改正の内容

- (1) 中央図書館のカウンター業務体制の安定化を図るため、サービス課の再任用職員の勤務時間の設定を増やし、開館時間中のシフト勤務を可能にします。
- (2) 規程中の勤務別、休憩時間及び勤務を要しない日の割振りを定める者を、「教育長」から「所属長」に、学校については「校長及び校長代理」とします。

図書館に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間の改正

勤務場所	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
調査資料課	甲	午前8時40分から 午後5時25分まで	勤務時間 の途中に1 時間を与 える。	4週間を通じ12日 となるようにあら かじめ教育長が定 める日
	乙	午前10時25分から 午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から 午後8時40分まで		
サービス課	—	午前8時40分から 午後5時25分まで		

勤務場所	勤務別	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日
調査資料課 及びサービス課	甲	午前8時40分から 午後5時25分まで	勤務時間 の途中に1 時間を与 える。	4週間を通じ12日 となるようにあら かじめ所属長が定 める日
	乙	午前10時25分から 午後7時10分まで		
	丙	午前11時55分から 午後8時40分まで		

3 施行期日

平成31年4月1日

教委第 77 号議案

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 11 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

育児休業代替任期付教員の採用選考を実施することに伴い、選考によることができる職に育児休業代替任期付教員を追加するため、横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程（平成元年2月
横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 渕 信 也

第14条に次の1号を加える。

(10) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用される者をもって充てる教諭、養護教諭及び講師

第15条に次の1項を加える。

2 前条第10号に掲げる職を対象とする選考は、その名称を育児休業代替任期付公立学校教員採用候補者選考とし、前項及び次条の規定にかかわらず、第4条から第9条まで（第4条第2号及び第5条第2号を除く。）、第12条及び第13条の規定を準用することができる。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程 新旧対照表

現行	改正案
<p>(選考によることができる職)</p> <p>第14条 選考試験以外の方法による選考(以下本章において「選考」という。)により採用又は昇任の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(第1号から第9号まで省略)</p>	<p>(選考によることができる職)</p> <p>第14条 選考試験以外の方法による選考(以下本章において「選考」という。)により採用又は昇任の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(第1号から第9号まで省略)</p> <p><u>(10) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により任期を定めて採用される者をもって充てる教諭、養護教諭及び講師</u></p>
<p>(選考の方法)</p> <p>第15条 選考は、選考される者の職務遂行の能力の有無を判定するため、経歴及び勤務実績の評定その他の方法により行うものとする。</p>	<p>(選考の方法)</p> <p>第15条 選考は、選考される者の職務遂行の能力の有無を判定するため、経歴及び勤務実績の評定その他の方法により行うものとする。</p> <p><u>2 前条第10号に掲げる職を対象とする選考は、その名称を育児休業代替任期付公立学校教員採用候補者選考とし、前項及び次条の規定にかかわらず、第4条から第9条まで(第4条第2号及び第5条第2号を除く。)、第12条及び第13条の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>附 則</u> この達は、公布の日から施行する。</p>